

AM&T アジア・新興国 Legal Update 特別版

トルコの改正消費者保護法について

2014年5月施行予定の消費者保護法の改正のポイントについて解説いたします。

改正消費者保護法(法律第6502号)「改正法」が2013年11月28日付の官報第28835号において公表された。同法は2014年5月28日より施行される。改正法によって、これまで約10年間にわたってトルコにおける消費者の保護を規制してきた法律第4077号(「現行法」)は廃止される。

最近行われたこの法改正は、総じて、従来よりも詳細な規制及び罰則を定めることによって、トルコの国内法とEU法との調和を図ることを目的としている。また、最近行われた他の法律、具体的には商法典(Commercial Code)及び債務法典(Code of Obligations)の改正も考慮されている。

本稿は、改正法によって導入される消費者保護法の重要な変更点を概説することを目的としている。改正法によって導入される重要な変更点は主に以下のとおりである。

- **改正法の適用範囲** 改正法は、消費者を商業目的又は事業目的で行為しない自然人又は法人と定義している。改正法は、消費者による取引や消費者に関する行為すべてに適用される。したがって、消費者が当事者となっている契約のみならず、消費者のために、あるいは消費者に向けてなされる行為も改正法の規制の対象となる。
- **消費者契約** 改正法は、現行法上は一定の種類の契約にのみ適用されてきた記載様式についての法規制の適用を拡大し、改正法の適用を受ける契約すべてを対象とした。そのため、改正法の適用のある契約書は、分かりやすい言葉遣いにより、12ポイント以上の文字の大きさを、明瞭、鮮明かつ判読可能な形でタイプされなければならない。契約書や概要書面は、印刷物として、あるいはデータ記録媒体により消費者に交付する必要がある。これらの要件が満たされなくとも契約が無効になることはないが、契約書の作成者は、要件を満たさない点を直ちに修正しなければならない。

改正法の施行後は、購入した商品やサービスの一環として合理的に期待され、契約書の作成者(事業者)の責任の範囲内であるとみられる事項や、契約書の作成者のために支

出された費用について、消費者に追加の手数料を課すことはできなくなる。この規定には特に銀行業界が関心を寄せている。というのは、銀行が提供するサービスには多種の追加手数料が課されるためである。他方で、改正法は、銀行、消費者金融業者及びカード発行会社が提供する商品及びサービスについて消費者に課される手数料、委託手数料及び費用は、金利を除いて、金融規制監督庁(Banking Regulation and Supervisory Agency)が、税関通商省(Ministry of Customs and Trade)の意見を踏まえてこれを決定するとも規定している。消費者契約に関する規則は、協同組織金融機関(participation bank)にも適用される。

- **瑕疵担保責任** 改正法は、商品又は瑕疵の性質に照らして適切な場合、引渡しの日から6ヶ月以内に生じた瑕疵は引渡しの時点ですでに存在していたものとみなされると規定している。つまり、立証責任は売主に転換されている。

また、改正法は、消費者が選択権を行使する際に消費者に課される検品義務及び通知義務を廃止している。消費者は、瑕疵が生じた場合、2年(住宅については5年)以内であれば、当該瑕疵について売主に事前の通知を行うことなく、以下のうちいずれかの権利を選択することができる。

- (i) 瑕疵のある商品を返品して契約を解除する権利
- (ii) 瑕疵の程度に応じて販売価格の減額を請求する権利
- (iii) 商品の無償修理を請求する権利(ただし、過度の費用がかからないことを条件とする。)
- (iv) 可能な場合、瑕疵のある商品を瑕疵のないものに交換するよう請求する権利

上記(iii)及び(iv)の請求は、製造業者及び輸入業者に対して行うこともできる。この場合、製造業者、輸入業者及び売主は連帯して責任を負うが、商品が市場に流通した後に瑕疵が生じたことを製造業者及び／又は輸入業者が立証したときはこの限りではない。

- **消費者に対する通知** 改正法は、契約の自由を損なうことなく消費者を保護するための最も有効な手段として通知義務を非常に重視している。そのため、前払式住宅販売契約等の消費者契約について、契約締結前交付書面に関する規制が設けられている。また、商品を出荷する際には、商品の使用、設置、保守及び基本修理の方法についての基本的な説明書を付ける必要がある。なお、かかる説明書はトルコ語でなければならない。安全に関する注意事項を商品に表示しなければならない場合も、かかる書面及び／又は音声による説明はトルコ語でなければならない。
- **解除権** 消費者に関する大きな問題のひとつは、消費者が利点及び欠点を細かく分析することなく、契約内容に惹かれて、あるいはマーケティング手法につられて、契約を締結

してしまうことである。このため、改正法のもとでは、消費者は、タイムシェア契約、前払式かつ隔地者間の契約、消費者金融契約等の一定の種類の契約については、その締結後一定の期間内であれば、理由を告げること及び／又は違約金を支払うことなく、解除権を行使することができる。

- **行政上の施策** 改正法により、不公正な取引条件、広告及び商慣習の監視といった、市場を規制するための一連の行政上の施策も導入される。たとえば、消費者に誤解を与えるような広告や不公正な商慣習は一切禁止される。
- **ファイナンスリース契約** 改正法には、割賦販売に関する規定がファイナンスリース契約にも適用されることが定められているため、消費者は、従来よりも幅広く割賦契約に関する規定の利益を享受することができるようになる。一方で、改正法は、割賦販売について認められる予定の 7 日以内の解除権は、消費者が売主を選択するファイナンスリース契約には適用されない旨規定している。
- **消費者ローン** EU 法に従い、消費者ローンに関する規則はより広い範囲に適用されることとなった。これにより、改正法施行後は、消費者ローンに関する規定が、商品やサービスを購入するために貸主から提供される現金と信以外にも適用される。貸主が、利息又は類似の利益と引き換えに支払を猶予することにより消費者にローンを提供し、あるいはローンの提供を約束する旨の契約、借入れ又は類似の仕組みによる融資は、消費者ローンとみなされる。

支払猶予期間が 3 ヶ月を超える場合、又は消費者に対して類似の分割払いの選択肢が与えられる場合は、クレジットカード契約も消費者ローン契約とみなされる予定である。したがって、消費者による期日の支払が猶予され、これにより与信業者が利益を得るのであれば、そのようなクレジットカード契約は、デビットカード等の消費者自身の口座残高の使用を可能にする契約とは区別され、消費者ローン契約とみなされる。

有期の消費者ローン契約の場合は、固定金利のみが許容され、契約期間中はこの利率を消費者に不利に変更することはできなくなる。期間の定めのない消費者ローン契約(当座貸越契約やクレジットカード契約)について利率を変更する場合は、消費者に対して 30 日以上前に書面による通知を行わなければならない。

- **住宅ローン** 改正法は、住宅ローン契約を、(i)消費者による住宅ローンの利用、(ii)ファイナンスリースによる消費者への住宅のリース、(iii)住宅を担保にした消費者へのローンの提供、又は(iv)住宅購入を目的としたこれらのローンの借換えのためのローンの提供に関する契約と定義している。

- **消費者ローン又は住宅ローンと抱き合わせでの保険の販売** 改正法により、貸主又は金融業者は、消費者ローン又は住宅ローンを提供する条件として保険への加入を強制することはできない。消費者が保険加入を希望する場合、貸主／金融業者は、消費者自身が加入する保険を受け入れなければならない、特定の保険会社を強制することはできない。
- **前払式住宅販売契約** 改正法により、前払式住宅販売契約は、消費者が、不動産の引渡し及び所有権の移転前に、前払い又は分割払いで住宅価格を支払う旨を定めた契約と定義される。住宅の竣工前（建設工事開始前の場合もある。）に契約が締結されることになる。このような契約のもとでは、売主は、契約後一定の期間（契約によって定められるが、法律上、最大で 36 ヶ月とされている。）が経過した後に保有不動産の引渡し及び所有権の移転を行う。前払式住宅販売契約は、建築許可を取得する前に締結することはできない。さらに、このような契約には記載様式についての法規制の適用があり、不動産登記簿への登記が必要となる。また、販売予約契約への署名は、公証人の立会いのもとで行わなければならない。
- **法的救済を受ける権利** 改正法に基づき、消費者団体、公共団体及び税関通商省は、同法の違反又は違反のおそれが生じ、かかる違反が消費者に関係する場合は、消費者裁判所に訴訟を提起することができる。ただし、不公正な商慣習及び商業広告の場合は除く。このような消費者団体の権利は、消費者の法的救済を受ける権利とともに非常に重要なものである。
- **罰金** 改正法は、消費者のために市場の動きを監視及び誘導する目的で、罰金額を引き上げ、また新たな罰金を導入している。改正法において予定されている罰金額は、200 トルコリラ（90 米ドル）から 5,000,000 トルコリラ（2,300,000 米ドル）の範囲である。改正法のほぼすべての規定について、違反した場合の罰金が定められている。また、改正法に基づく規則が遵守されなかった場合に税関通商省が罰金を課すことができる旨を定めた補完的規定（catch all provision）も存在し、この規定に基づく罰金額は、下限 1,000 トルコリラ（460 米ドル）、上限 50,000 トルコリラ（23,000 米ドル）である（改正法に具体的な罰金の定めがない場合）。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 山神 理
michi.yamagami@amt-law.com
弁護士 龍野 滋幹
shigeki.tatsuno@amt-law.com
弁護士 宮 健太郎
kentaro.miya@amt-law.com



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 山神 理(michi.yamagami@amt-law.com)、龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)又は宮 健太郎(kentaro.miya@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、

asia-ec-newsletter@amt-law.com

までご連絡下さいますようお願い申し上げます。



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー22階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>